

# 福島市議会議員政治倫理条例 逐条解説

福島市議会

# 福島市議会議員政治倫理条例 逐条解説

## ■ 条例制定の目的

福島市議会基本条例第30条第2項の規定に基づき、福島市議会議員が、市民全体の代表者として遵守すべき政治倫理に関し必要な事項を定める「福島市議会議員政治倫理条例」を策定しました。

## ■ 福島市議会基本条例の概要

福島市議会では、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等議会に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的として「福島市議会基本条例」を策定し、条例第30条において議員の政治倫理について以下のとおり定めました。

### (議員の政治倫理)

第30条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表として、良心及び責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

# 福島市議会議員政治倫理条例

## 1 目的

### (目的)

**第1条** この条例は、福島市議会基本条例（平成26年条例第20号）第30条第2項の規定に基づき、福島市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の代表者として遵守すべき政治倫理に関し必要な事項を定めることにより、市民の信頼に応えるとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### 解説

本条は、この条例の制定の目的を定めたものです。

福島市議会基本条例第30条第2項の規定に基づき条例を制定するものであり、同条例第30条第1項の「議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表として、良心及び責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。」という規定の趣旨のもと、市民全体の代表者である議員として、市民の信頼に応えるとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としてこの条例を制定したものです。

## 2 議員の責務

### (議員の責務)

**第2条** 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する高い倫理観が必要であることを自覚し、良心と責任感を持ってその品位の保持に努めなければならない。

**2** 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑いが持たれた場合は、自ら誠実にその説明を行い、その責任を明らかにしなければならない。

### 解説

本条は、議員の責務を定めたものです。

議員と市民の信頼関係を確立するためには、議員が自らの倫理観を高め、説明責任を果たすことが必要であることを規定しています。

#### 第1項

議会基本条例第30条第1項の「議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表として、良心及び責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。」という規定から導かれる『議員としてのあり方』について規定しています。

市民から疑念や不信を持たれないように心がけるとともに、各種法令を遵守することはもちろんのこと、議員として市民の信頼に値する高い倫理観が必要であることから、

議員が果たすべき責務として、自ら研さんを積み、資質を高め、また、市民の信頼に値する高い倫理観が必要であることを自覚し、良心と責任感を持って品位の保持に努めることを規定しています。

#### 第2項

政治倫理に反する事実があるとの疑いが持たれた場合は、議員が自ら誠実に説明をし、責任を明らかにすることを規定しています。

議員は、疑いが持たれた場合に自らの責任においてその疑惑を解明することを規定することにより、市民全体の代表者である議員の政治倫理に対する意識の向上を図るものです。

### 3 政治倫理基準

#### (政治倫理基準)

第3条 議員は、議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令及び社会の規範のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市の職員並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（以下この条において「出資法人」という。）及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。次条において「法」という。）第244条の2第3項の規定による市の指定を受けた者をいう。以下同じ。）の役職員（以下この条において「市職員等」という。）の公正な職務執行を妨げないこと。
- (2) 市職員等の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (3) 市職員等の採用、昇任、降任、転任その他の人事について、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないこと。
- (4) 市、出資法人及び指定管理者が行う工事等の請負契約、業務委託契約若しくは物品購入契約又は許可、認可その他の処分に関し、特定のものに有利又は不利になるよう働きかけないこと。
- (5) 市が行う指定管理者の指定又は補助金の交付に関し、特定のものに有利又は不利になるよう働きかけないこと。
- (6) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (7) 議員の地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。

## 解説

本条は、第2条において規定する議員が果たすべき責務から導かれる、具体的な遵守すべき事項を定めたものです。

議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、また、各種法令及び社会の規範を遵守することはもちろんのこと、議員としての地位を不正に利用しないこととして、第1号から第7号までの具体的な項目について遵守すべきものとして明確に規定しています。

議員が各々持ち合わせている倫理についてあえて明文化することで、議員が市民に対し約束をすることとなり、また、その内容を市民に理解してもらうことにより、相互の信頼関係を形成するものです。

### 第1号

市職員等の公正な職務執行を妨げないことを規定しています。

※『市職員等』とは、市の職員（正規職員、再任用職員、臨時職員及び嘱託職員）、市の出資法人の役職員及び市の指定管理者の役職員をいいます。  
第2号及び第3号についても同じです。

### 第2号

市職員等の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないことを規定しています。

### 第3号

市職員等の採用、昇任、降任、転任をはじめとする人事について、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないことを規定しています。

### 第4号

市、出資法人及び指定管理者が行う工事等の請負契約、業務委託契約、物品購入契約や許可、認可をはじめとする処分に関して、特定のものに有利又は不利になるよう働きかけないことを規定しています。

### 第5号

市が行う指定管理者の指定、補助金の交付に関し、特定のものに有利又は不利になるよう働きかけないことを規定しています。

### 第6号

政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないことを規定しています。

### 第7号

議員の地位を利用して、いかなる金品も授受しないことを規定しています。

## 4 審査請求

### (審査の請求)

第4条 市民及び議員は、前条各号に規定する政治倫理基準に違反する事実があると認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める連署をもって、当該政治倫理基準に違反する事実があることを証する書類を添えて、その代表者から議長に対し、当該政治倫理基準に違反する行為の存否の確認の審査の請求（以下単に「審査請求」という。）をすることができる。

- (1) 市民が審査請求をする場合 法第18条に定める選挙権を有する者（審査請求をする時において、福島市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）の総数の50分の1以上の者の連署
- (2) 議員が審査請求をする場合 福島市議会議員定数条例（平成14年条例第15号）に定める議員の定数の8分の1以上の議員の連署

2 審査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。

### 解説

本条は、審査請求の要件等について定めたものです。

市民及び議員は、第3条第1号から第7号までに規定する政治倫理基準に違反する事実があると認めるときは、それぞれの代表者から議長に対し、以下のとおり政治倫理基準に違反する行為の存否の確認の審査請求をすることができることを規定しています。

#### 第1項第1号

市民からの審査請求の要件について規定しています。

市民は、地方自治法第18条に定める選挙権を有する者（審査請求をする時において、本市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）の総数の50分の1以上の者の連署をもって、違反の事実を証する書類を添付した審査請求書を提出することにより、審査請求をすることができることを規定しています。

#### 第1項第2号

議員からの審査請求の要件について規定しています。

議員は、福島市議会議員定数条例に定める議員の定数の8分の1以上の議員の連署をもって、違反の事実を証する書類を添付した審査請求書を提出することにより、審査請求をすることができることを規定しています。

#### 第2項

審査請求をすることができる期間について規定しています。

政治倫理基準に違反する事実があると認める行為のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができないことを規定しています。

## 5 審査会の設置

### (審査会の設置)

第5条 議長は、前条の規定による審査請求があったときは、これを審査するため、議会に福島市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員11人以内をもって組織する。
- 3 委員は、議員のうちから議長が指名する。
- 4 委員の任期は、前条の規定による審査請求に係る事案について、議長に対しその結果を報告するまでの期間とする。ただし、当該委員が議員の職を失ったときは、その任期は終了するものとする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

### 解説

本条は、審査会の設置について定めたものです。

#### 第1項

第4条の規定による審査請求があった場合、審査会を設置することを規定しています。

#### 第2項～第4項

審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する11人以内の委員で組織され、任期は、当該審査請求の結果を議長に報告するまでと規定しています。ただし、議員の職を失った委員については、議員の職を失ったときに委員の任期が終了することを規定しています。

#### 第5項

委員は、審査会の委員として知り得た情報に関し、委員の任期中はもちろんのこと、その職を退いた後も、守秘義務があることを規定しています。

#### 第6項

委員は、公平かつ適切に職務を遂行することを規定しています。

## 6 審査会の審査

### (審査会の審査)

第6条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び第3条各号に規定する政治倫理基準に違反する行為の存否について審査するものとする。

2 前項の場合において、審査会は、審査の対象とされた議員（以下「審査対象議員」という。）に対する事情聴取その他の必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、審査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

### 解説

本条は、審査会の審査について定めたものです。

#### 第1項

審査会は、議長から審査を付託されたときは、当該審査請求の適否及び第3条第1号から第7号までに規定する政治倫理基準に違反する行為の存否について審査を行うことを規定しています。

#### 第2項

審査会は、第1項の審査にあたり、審査対象議員に対する事情聴取のほか、審査を行うにあたり必要な調査を行うことができることを規定しています。

#### 第3項

審査会は、審査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならないことを規定しています。

#### 第4項

審査会の会議は原則公開としますが、事案の内容によっては非公開が望ましいことも想定されるため、審査会に出席している委員の過半数の同意があれば、会議を非公開とすることができることを規定しています。

## 7 審査結果の報告

### (審査結果の報告)

第7条 審査会は、前条の規定による審査を終了したときは、議長に対し、その審査の結果を報告しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。

#### 解説

本条は、審査結果の報告について定めたものです。

#### 第1項

審査会は、第6条の規定による審査を終了したときは、議長に対してその審査結果を報告しなければならないことを規定しています。

#### 第2項

審査会は、審査の結果について、審査対象議員の名誉を回復することが必要であるとしたときは、名誉回復のための所要の措置を講ずるよう、議長に求めることができることを規定しています。

## 8 審査結果の通知及び公表

### (審査結果の通知及び公表)

第8条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、第4条の規定による審査請求をした代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

#### 解説

本条は、審査結果の通知及び公表について定めたものです。

議長は、第7条の規定による報告を審査会から受けたときは、審査請求の代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査の結果を通知することを規定しています。

また、当該審査の結果について、公表しなければならないことを規定しています。

## 9 意見書の提出

### (意見書の提出)

第9条 審査対象議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、指定された期限までに議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、前条の規定による公表に併せて、当該意見書の全部又は概要を公表するものとする。

### 解説

本条は、意見書の提出について定めたものです。

#### 第1項

審査対象議員は、第8条の規定による審査結果の通知を受けたときは、審査の結果について、指定された期限までに、議長に対して意見書を提出することができることを規定しています。

#### 第2項

議長は、第1項の規定により、審査対象議員から審査の結果に対し意見書が提出されたときは、第8条の規定による審査結果の公表と併せて、当該意見書の全部又は概要を公表することを規定しています。

## 10 措置及び公表

### (措置及び公表)

第10条 審査対象議員は、自己に関する審査会の審査の結果において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 議長は、前2項の規定による措置の内容を公表しなければならない。

### 解説

本条は、審査の結果に対する措置及び公表について定めたものです。

### 第1項

審査対象議員は、審査会での審査の結果において、当該議員の行為が第3条第1号から第7号までの政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、自ら、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならないことを規定しています。

### 第2項

議長は、審査対象議員が、第1項の規定に基づく措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずることを規定しています。

### 第3項

議長は、第1項の規定に基づく審査対象議員自らが行う措置及び第2項の規定に基づく議長による措置について、その内容を公表しなければならないことを規定しています。

## 1.1 委任

### (委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 解説

本条は、条例で定める事項以外の委任について定めたものです。

この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めることを規定しており、福島市議会議員政治倫理条例施行規程を制定し、審査請求の手続き及び各様式などについて定めています。

## 1.2 附則

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、第4条から第10条までの規定は、同日以後の議員の行為について適用する。

### 解説

この条例は、条例の公布の日から施行することを定めたものです。

また、審査請求について規定する第4条から第10条までの規定については、この条例の施行の日以後の議員の行為について適用することを規定しています。

## 福島市議会議員政治倫理条例

### (目的)

第1条 この条例は、福島市議会基本条例（平成26年条例第20号）第30条第2項の規定に基づき、福島市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の代表者として遵守すべき政治倫理に関し必要な事項を定めることにより、市民の信頼に応えるとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### (議員の責務)

第2条 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する高い倫理観が必要であることを自覚し、良心と責任感を持ってその品位の保持に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑いが持たれた場合は、自ら誠実にその説明を行い、その責任を明らかにしなければならない。

### (政治倫理基準)

第3条 議員は、議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令及び社会の規範のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市の職員並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（以下この条において「出資法人」という。）及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。次条において「法」という。）第244条の2第3項の規定による市の指定を受けた者をいう。以下同じ。）の役職員（以下この条において「市職員等」という。）の公正な職務執行を妨げないこと。
- (2) 市職員等の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (3) 市職員等の採用、昇任、降任、転任その他の人事について、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないこと。
- (4) 市、出資法人及び指定管理者が行う工事等の請負契約、業務委託契約若しくは物品購入契約又は許可、認可その他の処分に関し、特定のものに有利又は不利になるよう働きかけないこと。
- (5) 市が行う指定管理者の指定又は補助金の交付に関し、特定のものに有利又は不利になるよう働きかけないこと。
- (6) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (7) 議員の地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。

### (審査の請求)

第4条 市民及び議員は、前条各号に規定する政治倫理基準に違反する事実があると認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める連署をもって、当該政治倫理基準に違反する事実があることを証する書類を添えて、その代表者から議長に対し、当該政治倫理基準に違反する行為の存否の確認の審査の請求（以下単に「審査請求」という。）をすることができる。

(1) 市民が審査請求をする場合 法第 18 条に定める選挙権を有する者（審査請求をする時において、福島市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）の総数の 50 分の 1 以上の者の連署

(2) 議員が審査請求をする場合 福島市議会議員定数条例（平成 14 年条例第 15 号）に定める議員の定数の 8 分の 1 以上の議員の連署

2 審査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、することができない。

（審査会の設置）

第 5 条 議長は、前条の規定による審査請求があったときは、これを審査するため、議会に福島市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員 11 人以内をもって組織する。

3 委員は、議員のうちから議長が指名する。

4 委員の任期は、前条の規定による審査請求に係る事案について、議長に対しその結果を報告するまでの期間とする。ただし、当該委員が議員の職を失ったときは、その任期は終了するものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

（審査会の審査）

第 6 条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び第 3 条各号に規定する政治倫理基準に違反する行為の存否について審査するものとする。

2 前項の場合において、審査会は、審査の対象とされた議員（以下「審査対象議員」という。）に対する事情聴取その他の必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、審査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

（審査結果の報告）

第 7 条 審査会は、前条の規定による審査を終了したときは、議長に対し、その審査の結果を報告しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。

（審査結果の通知及び公表）

第 8 条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、第 4 条の規定による審査請求をした代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

(意見書の提出)

第9条 審査対象議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、指定された期限までに議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、前条の規定による公表に併せて、当該意見書の全部又は概要を公表するものとする。

(措置及び公表)

第10条 審査対象議員は、自己に関する審査会の審査の結果において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 議長は、前2項の規定による措置の内容を公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第4条から第10条までの規定は、同日以後の議員の行為について適用する。